

ホットな

消費者ニュース



～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！ VOL. 42

通信の契約は料金をきちんと確かめて！の巻

あれっ？料金が高くなってるぞ！



◎通信回線の契約はクーリング・オフできません!!

- 通信業者の変更は、現在の契約内容・料金をきちんと確認したうえで、行いましょう。
- 『安くなる』というセールストークをうのみにしないようにしましょう！

イラスト:鈴木 薫

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛8F
電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904

(平日) 9:00~17:00 (土・日) 10:00~16:00 (電話相談のみ) (祝日・年末年始を除く)

●専門相談員による消費者相談 第2・4水曜日13~16時

●くらしの窓口(紀の川くらしのネットワーク) 毎週水曜日13~15時

場所：紀の川市役所南別館2階 電話：0736-79-3919

●紀の川市役所 農林商工部 商工観光課

紀の川市西大井338番地

電話：0736-77-2511 FAX：0736-79-3928

(平日) 8:45~17:30



